

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類がそろっているか確認してください。

東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
(① 交付申請時)

電子申請用

事業主名	
------	--

No.	名称	注意事項	提出
Jグラントのフォームへの入力			
1	事業実施計画書兼交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主の所在地はGbizIDと同じ表記(丁目、番、号、建物名を正確に) で入力してください ○転換日から対象労働者の姓が変更になった場合 変更履歴がわかる証明書を提出してください ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど ○正社員化コースの支給申請額と支給決定額が異なる場合 申立書(参考様式1)を提出してください ○雇用保険適用事業所番号が、移転等によりキャリアアップ助成金支給決定通知書から変更されている場合変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを提出してください 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	誓約書	○すべてのチェック項目☑を満たしていなければ申請できません	<input type="checkbox"/>
3	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)		<input type="checkbox"/>
Jグラントの添付書類			
キャリアアップ助成金(正社員化コース)支給申請書			
	①「キャリアアップ助成金支給申請書」(様式第7号(H30.4.1以降は第3号))	①「支給申請書」にハローワークの受理印があるものを提出してください	<input type="checkbox"/>
	②「1-1正社員化コース内訳」(別添様式1-1)	②「支給申請合計額」が裏面にある場合は全てのページを提出してください	<input type="checkbox"/>
	③「1-2正社員化コース対象労働者詳細」(別添様式1-2)	③「本人確認欄」が裏面にある場合は全てのページを提出してください	<input type="checkbox"/>
	④上記に係る正社員化コース支給決定通知書	○pdf等(白黒)を提出してください	<input type="checkbox"/>
	⑤納税証明書(原本)	○申請日時時点で、納期が確定した直近のものとなります なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください	<input type="checkbox"/>
	【法人の場合】 ①法人都民税(都税事務所発行) ②法人事業税(都税事務所発行)	○非課税の場合 課税されていないことがわかるものを提出してください ・非課税証明書又は課税証明書(課税額が0のもの) ・個人事業税の場合は、「確定申告書(第一表)」の写し(受理印があるもの) ・起業後初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの 法人は「法人設立届」の写し、個人は開業・廃業等届出書の写し	<input type="checkbox"/>
	【個人の場合】 ①個人都民税(区市町村発行) ※ 代表者が都内在住の場合は、居住地の納税証明書 代表者が都外在住の場合は、事業地(都内)の納税証明書 ②個人事業税(都税事務所発行)		
	⑥会社概要がわかるもの	○発行日から3か月以内のもの(申請日時時点で登記されていること) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出してください	<input type="checkbox"/>
	【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	○本店所在地(登記上)とキャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、本店と雇用保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、法人設立届、営業許可書等)の提出が必要です ○資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類	<input type="checkbox"/>
	【個人の場合】 雇用保険適用事業所設置届事業主控	○申請日時時点で届出されているものを提出してください ○雇用保険適用事業所設置届事業主控がない場合は、事業開始等申告書又は雇用保険適用事業所設置届の写しを提出してください ○登記事項証明書と採用された雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、両所の関係を確認する書類(賃貸借契約書、営業許可書等)が必要です ○従業員数がわかる書類	<input type="checkbox"/>
	⑦振込先の口座が確認できる書類	○通帳又はキャッシュカードなどの写し ○口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
【退職金制度整備の加算申請をする場合のみ】			
	⑧就業規則、その他規程の写し	<ul style="list-style-type: none"> ○最新の就業規則等を全文提出してください ○労働基準監督署の受付印がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります 	<input type="checkbox"/>
【結婚・育児支援制度整備の加算申請をする場合のみ】			
	⑨就業規則、その他規程の写し	<ul style="list-style-type: none"> ○最新の就業規則等を全文提出してください ○労働基準監督署の受付印がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります 	<input type="checkbox"/>
【代理申請する場合のみ】			
	⑩同意書	○提出は任意です。 ○同意書の提出がない場合は、代理申請者からの問い合わせにお答えできません。	<input type="checkbox"/>